

番号：170462

国名：ケニア

担当部署：地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名：持続的森林管理のための能力開発プロジェクト(農地林業普及実施計画策定)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農地林業普及実施計画策定
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.4M/M、現地 1.2M/M、合計 1.6M/M
- (3) 業務日数：国内 8日、現地 36日
 - 準備期間 5日
 - 現地業務期間 36日
 - 帰国後整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、8月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	森林分野における技術普及に係る各種業務
対象国/類似地域	ケニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ケニアは乾燥・半乾燥地が国土の約8割を占めており、森林面積は国土の約7%(2010年現在)に過ぎないが、国内総エネルギーの約70%を占める薪炭材の利用や農地転用により森林資源の荒廃が進んでいる。自然資源に依存して生活する住民が多く、乾燥・半乾燥地が多いケニアにとって、森林面積の増大による自然資源の確保と維持は国家の重要な開発課題となっている。また、ケニアは近年気候変動の影響を最も受けやすい国の一つと考えられており、干ばつなどの異常気象の頻繁な発生が懸念されていることから、森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減(REDD+:Reducing emissions from deforestation and forest degradation)の推進や持続的森林管理に係る能力開発は、森林面積の増大のみならず、気候変動緩和策の観点からも重要な開発課題である。

こうした中、ケニア政府は2010年現在約7%の森林被覆率を2030年までに10%とすることを目標に掲げており、持続的森林管理に向けて森林の種類ごとに政府として取り組む政策を明記している。このような背景から、森林分野で技術協力支援実績のある日本政府に対して、本分野に関する関係者の持続的森林管理の能力強化にかかる技術協力の要請があった。

そこで、5つの課題(1. 政策支援、2. 郡政府による林業普及・技術サービス提供の実施モデル構築のための実証事業、3. REDD+準備支援:REDD+の準備段階のための技術的な能力強化、4. 林木育種研究、5. 地域協力)に取り組み、中央及び郡政府の持続的森林管理のための能力強化を図ることを目的として、2016年6月から5年間のJICA技術協力プロジェクト「ケニア持続的森林管理のための能力開発プロジェクト」を開始した。本プロジェクトのカウンターパート(C/P)は環境・天然資源省、ケニア森林公社(KFS)、ケニア森林研究所(KEFRI)であり、現在、長期専門家3名(チーフ・アドバイザー/森林政策、森林普及、業務調整/地域協力)が派遣されている。

ケニアにおいて森林被覆率10%を達成するためには、特にコミュニティの土地及び私有地・農地を対象にした植林(農地林業)を大きく振興させる必要があるが、ケニアでは2013年に地方分権化により森林管理事業の一部が各郡政府に移管されたものの、郡政府側の実施能力が追いつかず森林管理事業が進んでいない郡が殆どである。そのため、本プロジェクトでは2つのパイロット郡(Embu郡とTaita Taveta郡)を選定し、郡政府、民間企業、NGO/CBO(住民組織)への植林事業のための研修等を行いながら、森林管理能力を強化して各セクターによる森林面積の拡大を支援することを計画している。各郡における森林普及の手法としては、KFSが過去のJICA技術協力プロジェクトの協力を通じて森林普及事業に応用していたFarmer Field School(FFS)の手法を活用する予定であるが、KFSが実施してきたFFSを郡政府の実情に即した手法へと改良する必要がある。このため、本業務においては郡政府におけるFFSによる林業普及に係る技術的な助言を行うとともに農地林業普及実施計画を作成することを主目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、パイロット郡の実情を踏まえてFFSを改良するとともに、KFS及び長期専門家チームと協働で農地林業普及実施計画の暫定案を策定し、パイロット郡政府や現地のKFS関係者と協議・調整して計画を最終化し、これをケニア政府に対して農地林業普及実施計画のモデルとして提示する。なお、この普及実施計画モデルは、最終的にプロジェクト対象地域の郡に対する農地林業普及実施計画の標準となることが期待されている。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。なお、現地派遣期間中は、チーフ・アドバイザー及び森林普及専門家と密接に連携しつつ業務を実施するものとする。

(1) 国内準備期間(2017年8月下旬)

- ① プロジェクト関係資料(詳細計画策定調査時の報告書、プロジェクトモニタリングシート等)を通じて、プロジェクトの内容や進捗状況を把握する。
- ② 上記を踏まえて、ワークプラン案(英文)を作成し、JICA地球環境部と協議を行い、必要に応じて修正のうえ、ワークプラン(英)を地球環境部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2017年8月下旬~2017年10月上旬)

- ① ワークプラン(英文)を基に、JICAケニア事務所、KFS及び専門家チームと現地派遣期間の業務工程、業務方針等について確認・協議する。
- ② KFS及び専門家チームと十分協議の上、パイロット郡に対する林業普及の枠組とその実施方法について検討する。その際、先行案件を通じてKFSで制度化されたFFSについて、郡での実施を想定して改

良案を作成し、関係者の合意を得る。また、C/P と共にエチオピアの FFS 先進事例の視察を行い、ケニアにおける FFS の参考とする。なお、エチオピア視察の経費についてはプロジェクトの在外事業強化費から支出し、必要な便宜供与は JICA にて行う。

- ③ 上記②で合意された FFS を用いた、農地林業普及実施計画の暫定案を作成し、KFS 及び専門家チームとその内容を検討する。
- ④ 上記③農地林業普及実施計画暫定案の活動内容や実施方法について、パイロット郡政府や現地の KFS 関係者と協議・調整して計画を最終化し、その実施について合意する。
- ⑤ 上記農地林業普及実施計画の実施に必要な教材の作成や研修の実施方法について、パイロット郡政府や KFS 関係者を指導する。
- ⑥ 現地派遣期間全体の業務の具体的内容と成果を記載するとともに、最終化した農地林業普及実施計画をケニアにおける農地林業普及実施計画のモデルとして添付した現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA ケニア事務所に提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年10月中旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 地球環境部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。各報告書等の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出すること。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文4部: JICA 地球環境部、JICA ケニア事務所、専門家チーム、C/P)
- (2) 現地業務結果報告書(英文3部: JICA ケニア事務所、専門家チーム、C/P)
作成した「農地林業普及実施計画」を添付すること。
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA 地球環境部)
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ プロジェクト実施上での残された課題別添: 現地業務結果報告書

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照すること。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積りに計上すること)。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ナイロビ⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とする。

- (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2017年度単価を上限とする。

(https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程: 現地派遣は2017年8月31日~10月5日を予定しているが、前後数日程度の日程調整は可能である。

② エチオピア視察は2017年9月3日~9月8日頃を予定している。

③ 本業務に係る専門家チームの構成は以下のとおり(本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみを記載している)。

- チーフ・アドバイザー/森林政策

- 森林普及
- 業務調整/地域協力

④ 便宜供与内容：JICAケニア事務所/専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおりである。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（ナイロビ市内、ケニア国内での移動を含む）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：現地派遣当初のみあり
- カ) 執務スペースの提供：C/P機関における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する資料として以下を地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム（TEL:03-5226-8752、担当：福島）にて配布する。

- ・メリア普及ガイドライン
- ・Farmer Field School実施ガイド

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保ため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分行うこととする。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち「たびレジ」に登録すること。
- ③ 本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

以上